

**重要**

## 須坂市建設工事等入札参加資格における有効期間の延長について

令和2年11月16日  
総務部 財政課

建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下、建設工事等）に係る入札参加資格の有効期間を、通常2年間としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を鑑み、現行の有効期間の終期を1年間延長することとします。

### 1 内容

現在付与されている建設工事等に係る入札参加資格の有効期間の終期を下表のとおり1年間延長します。なお延長にあたり、手続き等は必要ありません。

現行	延長後
令和1年6月1日から令和3年5月31日まで（2年間）	令和1年6月1日から <b>令和4年5月31日まで</b> （3年間）

### 2 名称の変更

「令和1・2年度 須坂市建設工事等入札参加資格」は「**令和1～3年度 須坂市建設工事等入札参加資格**」へ名称を変更します。

### 3 今後の予定

令和1～3年度 須坂市建設工事等入札参加資格に係る中間審査を令和3年2月1日（月）から22日（月）まで実施する予定です。詳細については、令和3年1月に掲載いたします。

また次回の定期審査については、令和4年2月に実施する予定です。